

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正に  
ついて

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を次のように改正  
する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正  
する条例

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例  
第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イ中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に  
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例に基づく支援措置を受けるための要件となる固定  
資産の取得等の期限を迎えるに当たり、引き続き支援措置を実施する必要による。